

議案第 2 1 号

岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年岩倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（利用時間）

第3条の2 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、浴室の利用時間は、午後1時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第3条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

第4条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第18条第1項中「第6条」を「第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。